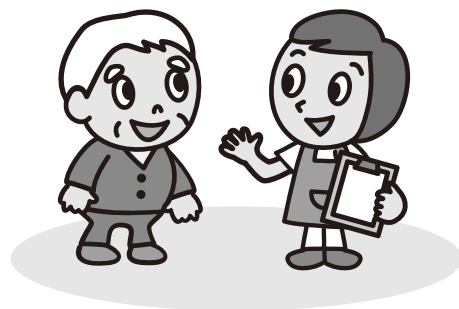


サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅は、住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、安否確認や生活相談サービスといった生活支援サービスの提供が義務付けられている住宅です。

高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正(平成23年10月20日施行)により、サービス付き高齢者向け住宅の登録制度が創設され、登録された住宅の情報が閲覧できるようになりました。

所在地、事業者名、入居契約の種別、住宅の構造・設備、提供するサービスの内容(金額、提供方法など)、家賃、前払金の有無、特定施設入居者生活介護の指定の有無等の情報がホームページで見ることができるので、住宅を比較・検討する際の参考にしてください。



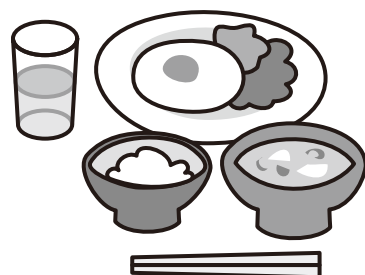
サービス付き高齢者向け住宅の登録等の事務については、大阪府知事又は政令市・中核市の市長が行っています。また、登録住宅事業者又は住宅の管理や生活支援サービスの提供を委託された者に対し、必要な場合は報告を求めたり、立入検査するなどし、登録基準の規定に違反することのないよう指導しています。

サービス付き高齢者向け住宅における生活支援サービスの利用にあたって

◆ サービスの内容を確認しましょう

サービス付き高齢者向け住宅では、安否確認や生活相談サービスが登録住宅事業者又は委託された事業者により必ず提供されます。具体的なサービス内容、提供方法、金額及び支払方法について、契約書で明確に記載することとなっていますので、確認しておきましょう。

また、安否確認や生活相談サービス以外の生活支援サービス(食事の提供、入浴等の介護、調理等の家事など)の提供を希望する場合、登録住宅事業者又は委託された事業者が実施するサービスだけでなく、外部の事業者が実施する他のサービスを選択して利用することも可能ですので、自らの希望をまとめておきましょう。



※ 要介護(要支援)認定を受けている方の場合、希望する生活支援サービス(安否確認や生活相談サービスを除く)に相当する介護保険サービスの利用が可能なおもありますので、担当のケアマネジャーに相談するなどして検討してください。

※ 特定施設入居者生活介護の指定を受けている住宅に入居する場合、特定施設入居者生活介護サービスを利用することで、食事や入浴などの介護その他日常生活上必要なサービスの提供を受けることができます。(ただし、利用者の特別な希望による個別サービスは別途費用が必要な場合があります。)

サービス付き高齢者向け住宅と有料老人ホームとの関係

サービス付き高齢者向け住宅には、自ら又は委託により食事等のサービスを提供するなどして有料老人ホームに該当する住宅も多く登録されています。この場合、老人福祉法に規定する届出は不要ですが、入居者の処遇に関する不当な行為や利益を害する行為のないよう、また入居者保護の観点に基づいてサービスを提供すべき等の遵守事項については同法の適用を受けます。